



## 契 約 書

裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の件名等）

第1条 業務の件名、内容、契約期間及び契約金額等は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務
- (2) 内 容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約日から平成29年3月31日まで
- (4) 契約金額 金12,150,000円  
(うち消費税及び地方消費税金900,000円)

（納入期限及び納入場所）

第2条 成果物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 仕様書のとおり
- (2) 納入場所 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容等）

第4条 受注者は、この契約に基づいて、仕様書に従った業務を行う。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（下請等の制限）

第6条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。この場合、受注者は、下請負人の名称その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務の監督等）

第7条 発注者は、受注者の業務につき必要な監督を行うため、監督職員を定めて業務の工程の管理、立会い、指示、承諾又は協議を行わせることができる。

- 2 受注者は、仕様書に基づく実施計画書を発注者に提出して、その承諾を受けるものとし、仕様書に明示のない事項については、発注者の指示を受けなければならない。

（業務完了の検査）

第8条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示

に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、速やかに検査職員の再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務完了の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払)

第9条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格し、全ての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅滞の賠償)

第10条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅滞した金額に対し、遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(ただし、率適用は財務省告示の施行日による。)の割合で、前項の場合においては、業務の完了が遅延した部分に相当する代金に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第11条 発注者がその責めに帰すべき事由により、第8条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅延期間」という。)を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したもののみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第12条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、業務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第13条 発注者は、成果物に隠れた瑕疵を発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて、受注者の費用で必要な措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第8条第2項又は第3項の検査に合格したときから1年とする。

2 受注者が前項の期日までに必要な措置を講じないときは、発注者は受注者の負担にお

いて第三者にこれをさせることができる。

(秘密の保持等)

第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の履行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を中止し、又は業務の遂行が不可能となった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第17条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として請負代金の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（こ

これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請負代金の10分の1に相当する額のほか、請負代金の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
    - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
    - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
    - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
  - 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。  
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第19条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (属性要件に基づく契約解除)
- 第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 発注者は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第17条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権)

第26条 成果物の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物に関する著作権者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第28条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成28年11月1日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

笠井之



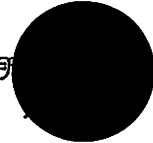
受注者

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

代表取締役

佐々木 康



# 仕様書

## 1 業務名

裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務

## 2 本業務の趣旨及び目的

近年、裁判員候補者の辞退率の上昇及び出席率の低下が問題となっており、原因分析及び改善のために考えられる方策を検討することが必要である。

本業務は、裁判員裁判関係を中心とした資料の分析等により、裁判員候補者の辞退率上昇及び裁判員等選任手続期日への出席率低下の要因の特定並びに各要因の影響の程度の分析・検討を行い、これらの改善のために考えられる方策を検討する資料の一つとするものである。

## 3 業務内容

### (1) 資料による要因の仮説の設定と分析

辞退率上昇及び出席率低下の要因を特定する観点から、裁判員裁判に関する公表資料、国勢調査、世論調査及び雇用統計等の官公庁の公表資料並びにシンクタンク等の調査結果に基づき、裁判員候補者の辞退率上昇及び裁判員等選任手続期日への出席率低下に寄与していると考えられる要因について、仮説を設定する。辞退率上昇、出席率低下のいずれか一方の要因と考えられるものがあれば、併せて設定する。

要因の仮説の設定後、裁判員裁判に関する資料を多角的に分析する。上記の公表資料及び調査結果を精査するとともに、裁判員裁判に関する統計データも、分析資料として用いる。

裁判員裁判に関する公表資料及び統計データについては、最高裁判所から提供する予定である（別紙参照）。

なお、現在のところ、最高裁判所においては、辞退率上昇及び出席率低下の要因の仮説として、審理日数の増加、雇用情勢の変化及び国民の関心低下を想定しており、これらは、原則として、要因の仮説として設定するものとし、これら以外にも考えられる仮説があれば、併せて設定する。

また、最高裁判所における要因の仮説の想定を前提とした主な分析内容は、次のとおりであり、これらは、原則として行うものとする。最高裁判所の想定のほか設定する要因の仮説がある場合は、併せて分析内容として盛り込む。

(主な分析内容)

- ・ 審理期間の変化による辞退率・出席率への影響の有無及び程度
- ・ 雇用情勢の変化の実情とそれによる辞退率・出席率への影響の有無及び程度
- ・ 裁判員制度に対する国民の関心の変化の実情とそれによる辞退率・出席率への影響の有無及び程度
- ・ 裁判員等選任手続に出席した裁判員候補者の職業別・年代別の構成割合の変化及び国勢調査との比較

### (2) アンケート調査の実施

(1)の分析を踏まえ、辞退率上昇及び出席率低下の要因の仮説を検証するため、アンケート調査を実施する。



ア 調査対象者

全国の20歳以上70歳未満の男女

イ 標本数

5,000人程度(有効回答数)

ウ 抽出方法

地方別の人口構成に応じて、偏りがないうよう、性別、年代別に調査対象者を割り当てる。

エ 調査方法

インターネットアンケート(ただし、これと同等の効果を得られる他の方法によることも差し支えない。)

オ 質問項目

(1)の分析を踏まえた受注者の提案を受け、最高裁判所と協議して決定する。

なお、原則として、最高裁判所が毎年1月に実施している裁判員制度の運用に関する意識調査の質問と重複しないものとする。

また、質問数としては、30問程度を想定している。

カ 集計

受注者は、質問ごとの単純集計に加え、属性別及び質問間のクロス集計を実施し、調査結果を取りまとめる。

(3) 要因の特定

(1)の分析及び(2)のアンケート調査を踏まえ、裁判員候補者の辞退率上昇、裁判員等選任手続への出席率低下に寄与していると考えられる要因について、(1)で設定した要因の仮説を総合的に検証して特定する。辞退率上昇、出席率低下のいずれか一方の要因と考えられるものがあれば、併せて特定する。

複数の要因が挙げられる場合は、それぞれの要因が、辞退率上昇・出席率低下にどの程度影響を及ぼしているかについて、可能な限り割合等を数値化し、これが困難なときは、要因間相互の影響度合いの違いの有無及び程度が分かるような方法により明らかにする。

(4) 報告書の作成

受注者は、(1)から(3)までの結果を取りまとめた報告書を作成する。

なお、集計表、グラフ、図表の形式等、分析結果の取りまとめの方法及び報告書の仕様(内容・形式等)については、契約締結後、最高裁判所と協議して決定する。

4 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日(金)まで

5 業務の管理に関する事項

(1) 各作業に関する打合せ及び作業進ちょく状況確認のため、本業務中、原則として月1回最高裁判所との定例会議を行う。

なお、定例会議の開催場所は最高裁判所内とする。第1回の定例会議の開催期日は最高裁判所が指定するが、以降の開催期日は、作業の進ちょく状況に合わせ、受注者との協議により決定する。また、定例会議の議事録を定例会議終了後、1週間以内に、最高裁判所に提出すること。

(2) 受注者は、最高裁判所からの要請がある場合には、随時、口頭又は書面によって、

作業進捗よく状況について報告すること。

## 6 実施計画

受注者は、契約締結後、次の項目を記載した実施計画書を作成し、最高裁判所の承認を得ること。

- (1) 本業務の工程及びスケジュール
- (2) 具体的な分析方法
- (3) 分析・報告を迅速に行うための措置
- (4) 本業務体制図

## 7 成果物等

### (1) 成果物

#### ア 報告書 (3 (4))

- ・ 印刷物 50部

(A4版・カラー印刷で製本したもの。100ページ(うちカラー50ページ)程度を想定)

- ・ 電子データを収録したCD-R1枚

(Microsoft Word形式及びPDF形式。ファイルの容量については、可能な限り小さくすることとし、全体で2MBを超える場合には、ファイルごとの容量が2MBを超えないようにファイルを分割すること。また、スリムケースに収納の上、納入すること。)

#### イ 最高裁判所から提供したデータの分析後のローデータ 紙及び電子データ各1部 (Microsoft Excel形式によること。)

#### ウ アンケート結果のローデータ 紙及び電子データ各1部

(Microsoft Excel形式によること。)

### (2) 提出物

#### ア 実施計画書 (6) 紙及び電子データ各1部

#### イ アンケートの質問項目 (3 (2)) 紙及び電子データ各1部

#### ウ 廃棄完了報告書 (9 (5)) 紙及び電子データ各1部

#### エ 業務完了報告書 紙及び電子データ各1部

(いずれも、電子データについては、Microsoft Word形式又はMicrosoft Excel形式によること。)

### (3) 成果物等の書式

使用言語は、日本語とする。

(1)及び(2)の各書面の書式は、日本工業規格(JISP0138)A列4番縦置き、横書き、左綴じとし、2穴パンチによる編綴を考慮したレイアウトとすること。なお、図表については、必要に応じてA列3番横置きを可能とする。

書面及び図表の電子データは、簡潔で一意的に理解できる体系的なファイル名とすること。

### (4) 納入期限

#### ア (1)ア～ウ 平成29年3月24日(金)

#### イ (2)ア 契約締結日から10日後。裁判所閉庁日に当たる場合は翌開庁日

#### ウ (2)イ 実施計画書の承認後、最高裁判所と協議して決定する。

エ (2)ウ及びエ 平成29年3月30日(木)

なお、受注者は、成果物等について、最高裁判所が適切に内容を確認できるようにするため、納入期限までに十分な検査期間が確保できるように最高裁判所に提出すること。

(5) 納入場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

8. 納入物についての検査

(1) 納入前検査

受注者は、成果物又は提出物を納入する際には、納入前に検査を確実に実施し、内容の正確性に万全を期すこと。

(2) ウイルス検査

受注者は、電子データで納入する成果物又は提出物について、必ずウイルス検査を実施し、ウイルスに感染していないことを確認すること。検査を実施する際のパターンファイルは、常に最新のものを使用すること。

(3) 検査の完了

最高裁判所が納入物に不備がないことを確認した時点をもって検査の完了とする。

また、最高裁判所が行う納入物の検査において、瑕疵が判明した場合、受注者は、最高裁判所の指示に従い、指定する期間内に必要な修正又は再度データ作成等の業務を行い、納入すること。

9 機密保持及び情報保護等

(1) 受注者は、本業務の実施に関して入手し、又は加工した情報（公表資料を除く。）、及び分析調査の結果を、最高裁判所の承諾を得ることなく、第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。これらの必要がある場合には、事前に最高裁判所と協議して承認を得なければならない。

(2) 受注者は、本業務の実施に関し入手した個人に関する情報について、漏えい、滅失若しくはき損をし、又は本業務以外の目的に利用してはならない。

なお、万が一、個人に関する情報の漏えい、滅失、き損又は改ざん等の事故が発生した場合には、直ちに事故の内容を最高裁判所に報告するとともに、被害の拡大を防止する措置をとらなければならない。

(3) 受注者において保管する情報については、不正アクセス及びデータ漏えい等のリスクに対し、ユーザIDによるアクセス制御、ファイアウォールによる外部からの不正アクセス防止及びデータの暗号化等、安全管理上必要な措置を講じなければならない。

(4) 受注者は、(1)から(3)のほか、本業務に関する情報の機密保持及び個人情報保護に関して適切な措置を講じなければならない。

(5) 受注者は、本業務終了後、本業務の実施に関し入手し、又は加工した情報（公表資料を除く。）を、最高裁判所の指示に従い適切に破棄又は消去し、破棄又は消去した日時、場所、方法等について、書面で最高裁判所に報告しなければならない。

10 受注者の条件

(1) 受注者は、ISO27001の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が実施するISMS適合性評価制度に基づくISMS認証を受けているか、これらと同

等の情報セキュリティ管理体系を確立していること。

- (2) 受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくはその指定審査機関からプライバシーマークの使用を許諾されているか、又はこれらと同等の個人情報保護体系を確立していること。
- (3) 受注者は、次の業務を実施した実績があること。
  - ア 経年データ（件数合計1万件程度）の分析による一定の事象の要因又は傾向の調査分析（過去5年以内）
  - イ 3,000サンプル以上のアンケート調査の集計・分析（過去5年以内）

#### 11 留意事項

- (1) 受注者は、最高裁判所と密接に連絡及び協議を行った上、本業務を遂行するものとする。受注者が、作業を行うにあたり生じた疑義については、事前に最高裁判所の担当者に確認した上で作業を進めること。
- (2) 本業務に関連して受注者側に発生した旅費、通信費及び雑費その他の費用は、受注者の負担とし、別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- (3) 成果物に関連して発生した著作権は、著作権法27条及び28条に規定する権利を含め、最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関し使用した、受注者が独自に有する著作物、資料上の表現等については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は最高裁判所に対し、納入物を使用するのに必要な範囲で、著作権法に基づく利用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利）を無償で許諾する。また、受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、成果物に関連して発生した著作者人格権を行使することができない。
- (4) 受注者は、本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面により最高裁判所の承諾を受けた場合は、この限りではない。また、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、最高裁判所の承諾が得られた場合には、受注者は、当該第三者に対し、本仕様書に記載された事項を遵守する義務を負わせなければならない。
- (5) 受注者が最高裁判所の承諾を受け本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その当該第三者における行為についても受注者が責めを負うものとする。
- (6) 本業務の範囲で、第三者が権利を有する著作物、知的財産権等を有する場合は、受注者の負担において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務に際し、第三者の産業財産権又はノウハウを実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。
- (8) 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき最高裁判所が定めた「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の判断基準を満たすこと。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項又は仕様書について疑義が生じた場合は、受注者と最高裁判所の協議により決定するものとする。

(別紙) 最高裁判所から提供する予定の資料及びデータ

- 1 裁判員等経験者に対するアンケート報告書  
(平成21年度版から平成27年度版まで)
- 2 裁判員制度の運用に関する意識調査  
(平成22年3月版から平成28年3月版まで)
- 3 裁判員裁判の実施状況に関する資料  
(裁判員法103条に基づくもの。平成21年度版から平成27年度版まで)
- 4 裁判員裁判対象事件に関するデータ (主な項目は、以下のとおり)  
(裁判員制度施行(平成21年5月)から平成28年8月まで)
  - ・ 裁判所
  - ・ 受理日, 第1回公判期日, 終局日及び開廷回数
  - ・ 自白・否認の別, 証人の数
  - ・ 選定された裁判員候補者の数及び職務従事予定日数
  - ・ 呼び出さない措置又は呼出取消しがされた裁判員候補者の数及びその理由
  - ・ 裁判員選任手続期日及び期日に出席した裁判員候補者の数
  - ・ 辞退が認められた裁判員候補者の数及び辞退事由
- 5 裁判員裁判実施庁別, 年別の裁判員候補者名簿記載者数 (平成27年度まで)

